

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月28日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○ 知事 ● 市区町村長等
2. 都道府県名	福井県
3. 市区町村名	美浜町
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	18-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.town.mihama.fukui.jp/www/normal_top.jsp

執行機関名 美浜町長

予防接種に係る実費の徴収に関する事務(法定事務に係るものを除く。)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	美浜町幼児・児童インフルエンザ予防接種費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	10	
③番号法別表第2の項	18	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		美浜町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(平成27年条例第35号)別表第1第4の項 美浜町幼児・児童インフルエンザ予防接種費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)第1条	美浜町幼児・児童インフルエンザ予防接種費助成事業実施要綱(平成21年美浜町告示第52号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために公衆衛生の見地から <u>予防接種の実施その他必要な措置を講ずることにより、国民の健康の保持に寄与するとともに、<u>予防接種による健康被害の迅速な救済を図ることを目的とする。</u></u>	第1条 この要綱は、本町の <u>子育て支援の一環として、任意接種である幼児及び児童へのインフルエンザの予防接種(以下「予防接種」という。)費用の一部を助成することにより、その保護者(以下「保護者」という。)の経済的負担の軽減を図ることに</u> 関し必要な事項を定めることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		美浜町幼児・児童インフルエンザ予防接種費助成事業実施要綱

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月28日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	福井県
3. 市区町村名	美浜町
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	18-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.town.mihama.fukui.jp/www/normal_top.jsp

執行機関名 美浜町長

予防接種に係る実費の徴収に関する事務(法定事務に係るものを除く。)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	美浜町幼児へのおたふくかぜワクチン予防接種費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	10	
③番号法別表第2の項	18	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		美浜町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(平成27年条例第35号)別表第1第5の項 美浜町幼児へのおたふくかぜワクチン予防接種費の助成に関する事務であって規制で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)第1条	美浜町幼児へのおたふくかぜワクチン予防接種費助成事業実施要綱(平成24年美浜町告示第32号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために公衆衛生の見地から <u>予防接種の実施その他必要な措置を講ずることにより、国民の健康の保持に寄与するとともに、<u>予防接種による健康被害の迅速な救済を図ることを目的とする。</u></u>	第1条 この要綱は、本町の <u>子育て支援の一環として、幼児へのおたふくかぜワクチンの予防接種(以下「予防接種」という。)に係る費用の一部を助成することにより、おたふくかぜの発症及び重症化の防止並びにその流行の予防を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。</u>
⑦独自利用事務の関連規範		美浜町幼児へのおたふくかぜワクチン予防接種費助成事業実施要綱

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成30年12月19日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	福井県
3. 市区町村名	美浜町
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	65-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.town.mihama.fukui.jp/www/info/detail.jsp?id=4567

執行機関名 美浜町長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	美浜町母子家庭等医療費の助成に関する条例(平成30年美浜町条例第24号)による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	45	
③番号法別表第2の項	65	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		美浜町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例 別表第1第1の項 美浜町母子家庭等医療費の助成に関する条例(平成30年美浜町条例第24号)による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)第1条	美浜町母子家庭等医療費の助成に関する条例 第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、 <u>母子家庭等及び寡婦</u> に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もって <u>母子家庭等及び寡婦の福祉を図る</u> ことを目的とする。	第1条 この条例は、 <u>母子家庭、準母子家庭、父子家庭及び一人暮らしの寡婦等の家庭</u> (以下「母子家庭等」という。)に係る医療費の一部を助成することにより、母子家庭等における適正な医療の確保と心身の健康保持を図り、もって <u>母子家庭等の福祉の増進</u> に寄与することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		美浜町母子家庭等医療費の助成に関する条例

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成30年12月19日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○ 知事 ● 市区町村長等
2. 都道府県名	福井県
3. 市区町村名	美浜町
4. 届出番号	5
5. 独自利用事務の事例番号	108-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.town.mihama.fukui.jp/www/info/detail.jsp?id=4567

執行機関名 美浜町長

重度心身障害者等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	美浜町心身障害者医療費の助成に関する条例（平成30年美浜町条例第26号）による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	108	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		美浜町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例 別表第1第2の項 美浜町心身障害者医療費の助成に関する条例（平成30年美浜町条例第26号）による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第1条	美浜町心身障害者医療費の助成に関する条例 第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。	第1条 この条例は、心身障害者に係る医療費の一部を助成することにより、心身障害者の適正な医療の確保と心身の健康保持を図り、もって心身障害者の福祉の増進に寄与することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		美浜町心身障害者医療費の助成に関する条例

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成30年12月19日

中止

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	福井県
3. 市区町村名	美浜町
4. 届出番号	6
5. 独自利用事務の事例番号	120-2
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.town.mihama.fukui.jp/www/info/detail.jsp?id=4567

執行機関名 美浜町長

不妊治療費用の補助に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	美浜町不妊治療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	98	
③番号法別表第2の項	120	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		美浜町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例 別表第1第7の項 美浜町不妊治療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年五月三十日法律第五十号)第2条	美浜町特定不妊治療費助成事業実施要綱(平成30年美浜町告示第66号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	難病の患者に対する医療等は、難病の克服を目指し、難病の患者がその社会参加の機会が確保されること及び地域社会において尊厳を保持しつつ他の人々と共生することを妨げられないことを旨として、難病の特性に応じて、社会福祉その他の関連施策との有機的な連携に配慮しつつ、総合的に行われなければならない。	第1条 この要綱は、本町の少子化対策の一環として子どもを産み育てやすい環境づくりを推進するため、第3条に定める対象者に対し特定不妊治療に要する費用(以下「特定不妊治療費」という。)の一部を助成することにより、これに係る経済的負担を軽減し、もって治療機会の増大を図ることに關し必要な事項を定めることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		美浜町特定不妊治療費助成事業実施要綱(平成30年美浜町告示第66号)